

消費者問題のリアル

～持続可能な消費に向けて～



木更津市マスコット
キャラクター
ささぼん



君津市マスコット
キャラクター
きみびよん



淑徳大学
マスコット
キャラクター
SHUKUTOKUMA
(しゅくとくま)

▼販売会社への通知ハガキ

郵便はがき

□□□□□□□□

切手をお貼り
ください

(会社名)

府 都
県 道

郡 市 区

村 区
町

代表者

様

木更津市
消費生活センター

〒292-8501 千葉県木更津市
朝日3丁目10番19号
TEL.0438-20-2234(直通)

君津市
消費生活センター

〒292-1152 千葉県君津市
久保2丁目13番1号
TEL.0439-56-1529

淑徳大学
コミュニティ政策学部
消費者法研究室

〒260-0812 千葉県千葉市
中央区大蔵寺町200
TEL.043-265-7331(代表)

2022年1月発行

木更津市 君津市 淑徳大学

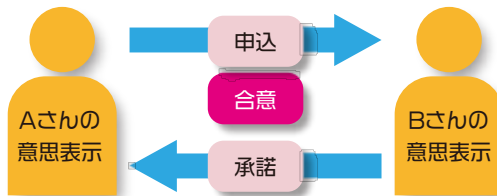
※この冊子は令和3年度千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業により作成されたものです。

契約とはどんな意味？



契約とは？

契約とは、買いたい側（買主）と売りたい側（売主）との間で意思表示が一致したことにより生じるものです。そして、契約が成立すると、その内容に基づきそれぞれの義務を果たさないといけなくなります。



		意味	例
契約の種類	諾成契約	口頭でも成立する契約	売買契約、賃貸借契約等
	要物契約	目的物を渡して成立する契約	消費貸借契約のうち書面によらないもの

事例 商品が届かず返金もされない

何か月前にパソコンが欲しかったので、通販サイトで検索していると、あるインターネットサイトに目が留まった。

他にもいくつかサイトを調べては見たものの、価格は12万円と他のパソコンよりも安かったため注文し、後日振り込みをした。

3週間で自宅に到着すると、連絡は来ていたものの、2か月経っても届かず、代金も振り込み済みなので、不安になった。

そこで、その業者に電話をしてキャンセルしたところ、支払金額に関しては、1週間後くらいに返金されると伝えられた。しかし、1週間が経っても返金されず業者と連絡がとれなくなった。



どうすればよいか？

左の事例によると、購入者の「パソコンを買いたい」という意思表示と業者側の「パソコンを売る」という意思表示によって契約は成立しています。

実際に商品を注文して届かない場合、業者側には「約束を守っていない」という「債務不履行」の状態に当たります。

債務不履行には期限内にできなかった「履行遅滞」、契約時は可能であったが、その後の事情でできなくなる「履行不能」、履行はしたものの、故意や過失により完全に行われなかった「不完全履行」の3種類があり、今回の事例では目安の期限内に注文した商品が届かなかったことから履行遅滞に当たります。

なお、商品購入時に確認等の最終画面が出てこない時は、電子消費者契約法に基づいて契約を取り消しが可能な場合があります。

被害回復や被害拡大防止のために、早めに消費生活センター等に相談をしましょう。

このような被害に遭わないようにするためには

インターネット通販では前払いをしたものの、商品が届かない事例が多いため、商品の購入前には、業者の名称、住所、電話番号の確認は必ず行い、支払方法に関しても前払いのものについてはなるべく避け、しっかり調べるようにしましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されることはありません。返品可否や条件の特約がある場合には、特約（返品特約）に従うことになります。特約が定められていない場合は、商品を受け取った日を含め、8日以内であれば返品することができますが、商品の返品費用は消費者が負担することになります。この確認もしておきましょう。

より安全にネット通販を利用するための他の方法として、サイト内の日本語が不自然ではないか、ブランド、メーカー品の価格が異常に安い場合は十分注意しましょう。

事例の対処方法

- 購入前には、業者の名称、住所、電話番号の確認は必ず行い、支払い方法に関しても前払いのものは避けるようにする。
- ものによってはクーリング・オフ制度の利用が可能になるので、事前に確認しておく。



事例の未然予防策

- 上記と同じように、購入前の確認と前払いを避ける。
- より安全にネット通販を利用するために、「オンライン・マーク」があるかを見える。

▼参考になるURL



千葉県警察
https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life_cybercrime-25.html



独立行政法人国民生活センター
http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_19.html

さらに詳しく調べたい方のために〈参考〉



契約について理解しよう！（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/pdf/teaching_material_1_171221_0003.pdf



消費生活センターについて知ろう！（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/pdf/teaching_material_1_0017.pdf

キャッシュレス決済



電子マネーって何？

電子マネーとは、交通系電子マネーや、流通系電子マネー、クレジットカード系電子マネーの大きく3つに分けることができます。

電子マネーは一般的に「現金をデータ化して、決済する」ことを指します。これらのデータのやり取りで現金と同じように、物を買ったり、サービスを受けたりすることができます。

モバイル決済(スマホ決済)

スマホ決済は、現金を必要としないキャッシュレス決済の一種で、スマートフォンに入れたアプリを使って支払いをする方法です。スマホ決済を活用すれば、スマートフォン1台で買い物やサービスの支払いを活用できるようになります。ちょっとした買い物であれば、お財布を持ち歩く必要がありません。

なお、スマホ決済には非接触型IC決済とQRコード決済の2種類に分けられています。

キャッシュレス決済のメリット・デメリット

<メリット>

- ・スピーディーな決済を実現させることができる。
- ・企業や店舗側の業務効率が良くなる。
- ・個人間でお金のやり取りをしやすい。

<デメリット>

- ・支払った企業に個人情報が伝わるため、不安が多い。
- ・デジタルに不慣れな人とのデジタル格差が生じる。
- ・QRコードなどを不正に作ったり、SNSアカウントの「なりすまし」などといった、悪用、新たな詐欺が行われるおそれがある。

クレジットカードとの違い

クレジットカードは、分割でも支払うことができる一方、電子マネーは1回の決済ごとに上限金額が設けられている場合があります。

また、電子マネーの中には、後払いにならず、即引き落としの種類もあります。クレジットカードとの大きな違いがありますので、使用するにあたっては利用規約等をしっかり確認しましょう。

事例 不正利用の事例

キャッシュレス化の便利さから、スマートフォンのアプリを通じて電子マネーを利用していました。スーパーマーケットやコンビニエンスストア等でいろいろ活用していたのですが、ある時、スマートフォンを紛失してしまいました。

紛失してもなく、様々な手続を取ったものの、インターネットに接続して残高確認したところ、約10万円近い不正利用をされていました。

事例の対処方法

- 不正利用が疑われる場合、速やかに電子マネー発行会社、スマホ決済事業者、クレジットカード会社に連絡する。
- インターネット上でマイページ等を通じて、必ず毎月明細書面を確認する。

クーリング・オフを活用しよう

クーリング・オフとは？

私たち消費者の知識の浅さなどにつけ込んで、悪質な業者の巧妙な手口により契約を締結してしまう「うっかり契約」は、消費者にとって事後的に多大な影響を及ぼします。

そのため、いったん申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思った場合、特定の取引に限り、一

定期間であれば無条件で契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ制度」といいます。私たち消費者を守るための制度です。

契約に関するトラブルで困ったときは、泣き寝入りせず、すぐに消費生活センターへ相談することが大切です。

クーリング・オフの手続き方法

まずはクーリング・オフするための条件をチェックします(クーリング・オフができないケースもあります)。クーリング・オフの条件に充足する場合は、はがきなどの書面に「契約を解除する旨」を明記し、既払金の返金、商品の引き取りなどを求めます。

この冊子の表紙裏に印刷されたはがきを使用し、必要事項を記入のうえ、契約先の業者に郵送します。その際、はがきの表と裏を両面コピーして保管しておきます。はがきは「簡易書留」や「特定記録郵便」など、必ず証拠が残る方法で送りましょう。

クレジット契約をしている場合の通知書の例

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××× <input type="checkbox"/> 営業所
担当者	△△△△△
クレジット会社	△△△株式会社
支払った代金	〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 氏 名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

クレジット契約をしていない場合の通知書の例

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××× <input type="checkbox"/> 営業所
担当者	△△△△△
支払った代金	〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 氏 名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事例の未然予防策

- 少しでも怪しいと感じたサイトには、クレジットカード情報を登録しないようにしましょう。
- クレジットカードやスマホ決済についての基礎知識を身につけておきましょう。

▼参考になるURL



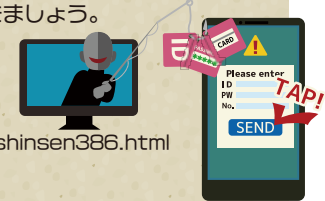
独立行政法人国民生活センター
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen386.html



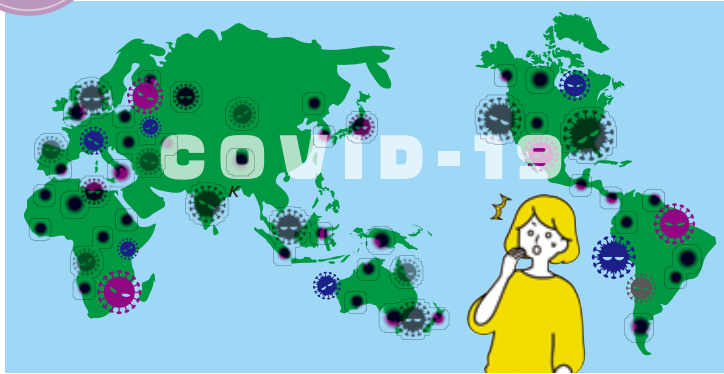
木更津市消費生活センター
<https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/soudan/shohisha/index.html>



君津市消費生活センター
<https://www.city.kimitsu.lg.jp/life/3/13/129/>



新型コロナウイルス感染症と消費者



新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐには、「新しい生活様式」の定着や感染リスクが高まる「5つの場面」の回避が必要です。生活様式の変化に伴って、様々な悪質商法等が増えるおそれがありますので、十分注意しましょう(以下、消費者庁のホームページより抜粋)。

1. 行政機関等の「なりすまし」

コロナ関連の給付金に必要なとして金銭をだまし取ろうとする「給付金詐欺」や、金融機関や大手企業を名乗りメールで登録情報の変更を促して個人情報情報を聞きだそうとする「フィッシング詐欺」が発生しています。

⇒電話・メールの差出人を十分確認しましょう。

2. 身に覚えのない商品の送り付け

身に覚えのないマスク等の商品が送り付けられるトラブルが発生しています。

⇒慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。

3. インターネット通販トラブル

「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思ったら定期購入だった」等のトラブルが発生しています。不正に個人情報等を抜き取る悪質な偽ショッピングサイトもあります。

⇒サイトのURLや規約等を十分確認しましょう。

4. SNSを通じた悪質商法トラブル

「コロナの影響で収入が減ったので、副業を探

し、情報商材を購入したかだまされた」といった相談があります。

⇒SNSを通じたもうけ話にはご用心。

5. コロナへの予防効果を標ぼうする不当表示

現時点では、新型コロナウイルスの予防商品に客観性・合理性は確認されていません。

新型コロナウイルス感染症とは？

人に感染するコロナウイルスは現在までに7種類確認されていて、その中の1つが「COVID-19」と呼ばれており、今なお、世界中で猛威をふるっています。

新型コロナウイルス感染症に感染すると、発熱・せき・倦怠感・味覚や嗅覚の異常などが生じ、重症化すると肺炎の症状が現れます。また、感染後に重篤な後遺症が発生する事例もあります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、新しい生活様式とともに、消費者の購買行動に変化が現れ、マスクやアルコール消毒の需要が高まり、品不足や価格の高騰などが発生しました。

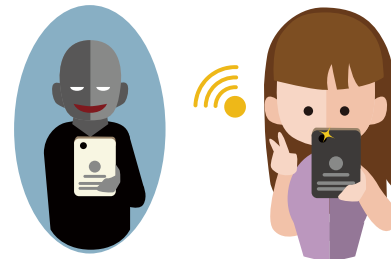


事例 怪しい謎のメール

スマートフォンに「2週間以内に10万円振り込めば、3回目の新型コロナワクチン接種の優先順位を上げる」という内容のメッセージが届いた。メッセージには、私の住所や電話番号の他に、振込金額、振込先情報、問い合わせ先が記載されていた。

▼この他にも▼

「ワクチンを優先的に接種できる。」と所管官庁など公的機関をかたる不審な電話やURLが添付されたメール等が送信された。



事例の対処方法

- 被害に遭った場合には、まずは警察に相談しましょう。
- 公的機関を名乗る、行政から委託されたという業者からの連絡や、身に覚えのない不自然な添付ファイルは開かないようにしましょう。メール本文中のURLリンクはクリックしないように心掛け、アプリケーションやセキュリティソフトを常に最新の状態にし、少しでも違和感を抱くものには反応しないようにしましょう。
- 不審に思った場合や、実際にトラブルに遭ってしまった場合には、対処法として、「消費者ホットライン 188(いやや)」を利用し、最寄りの消費センターや公的機関に自身から相談するようにしましょう。
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)にメールの発見や被害の報告をして、被害状況を調査・分析してもらおうようにしましょう。

事例の未然予防策

- 自身で、各自治体のワクチン接種の予約に関する登録をしている場合には、連絡が来ることもあります。
- 接種の優先順位はお金ではなく、医療従事者、次に高齢者、基礎疾患を有する人や・高齢者施設等の従事者と厚生労働省で定められています。
- 無料でメールアカウントを取得できるフリーアドレス等の身に覚えのないメッセージが届いた場合は注意しましょう。
- 公的機関での申請によるため金銭的な負担はありません。支払方法が限定されているものは疑うようにしましょう。

▼参考になるURL



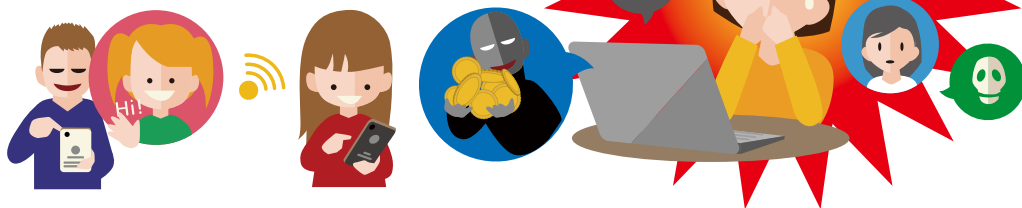
独立行政法人国民生活センター
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html



消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/



そのメール、ほんとに本物？ 多様化する特殊詐欺



悪質な手口に要注意！

近年、携帯電話やスマートフォンのメールアドレスに対する、大手企業や業者になりすましてのフィッシング詐欺のURLのリンクをクリックさせるという被害が有名な手口としてテレビでも話題になっています。

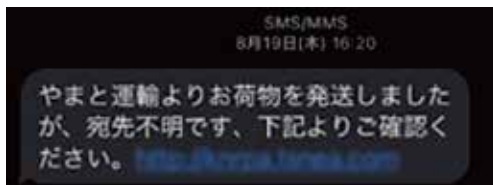
右のように、荷物を注文していなくても、宛先不明なことをお知らせするメールが実際に届いた方もいるでしょう。この手口の恐ろしいところは、自らが引っかかってしまったということに気づかないという点にあります。

相手にしない！

まず本物そっくりに偽装したホームページへ誘導され、ログインのためのIDやパスワード、クレジットカード番号などの個人情報を入力させられます。その後、情報をだましとられた会員はいつものサイトにログインしたつもりでも、後日通帳の預金残高がなくなっていたり、ログインパスワードが勝手に変更されるなどの状況に、はじめて被害に気づく人が多いといわれています。企業からのお知らせそっくりの内容のメールで来るので、この手口は引っかかりやすいといえるでしょう。

フィッシング詐欺は手口が横行し出した当初、主に海外で被害が急増し、日本国内でも2009年以降に、銀行など企業を装ったフィッシングメールによる被害が報告されるようになりました。その後、メールやSMS※を利用した詐欺の手法として目立つようになってきたことを背景に、他人のIDやパス

ワードの使用などを規制する不正アクセス禁止法において、フィッシング詐欺の処罰化などを盛り込まれています。



Point

- ホームページが本当に公式のものかを見分ける (URLで判別)
- 日本語がおかしい(外国業者が翻訳アプリを使用していることがある)

事例 なりすましに注意

無料通話アプリのメッセージ機能で、家族や知人から「電話番号とアカウントの認証番号を教えてください」というメッセージがあり、指示されたとおりにするとアカウントにログインできなくなり、自分の電話番号を使って不正に上記アプリのアカウントを作成された。

※SMS
ショートメールサービスの略。
携帯電話同士でテキストによる
メッセージをやり取りする機能。



特殊詐欺の種類とその手口一覧

オレオレ詐欺

- ・親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る(脅し取る)。

預貯金詐欺

- ・県や市区町村などの自治体や税務署の職員などと名乗り、医療費などの払い戻しがあるからと、キャッシュカードの確認や取替の必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る。

キャッシュカード詐欺盗

- ・最近非常に被害が増加している詐欺で、警察官などと偽って電話をかけ「キャッシュカード(銀行口座)が不正に利用されている」「預金を保護する手続きをする」などとして、嘘の手続きを説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る。

架空請求詐欺

- ・インターネットサイト事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で、携帯電話にショートメッセージ(SMS)が送られたり、法務省や裁判所などの名称で自宅にはがきが送付されることにより、実際には使用していない料金を支払わせようとする。

還付金詐欺

- ・税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る。

その他の手口

- ・融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺など。

事例の未然予防策

- 不審なメールのリンクはクリックしない。
- 詐欺の電話などに備えて家族で合言葉を決めておく。
- 上記のような事例があるということを知る。

▼参考になるURL



警察庁
インターネット安心・安全相談サービス
<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>



警察庁
特殊詐欺対策ページ(特殊詐欺の手口と対策)
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/>



エシカル消費で変わる未来



日頃の消費を見つめ直そう！

このように私たちの社会は、よく見ると、児童労働の問題以外にも、大気汚染、熱帯雨林の過剰伐採、温暖化、強制労働などの多くの問題を抱えています。このような問題解決につながるのが「エシカル消費」です。

私たち消費者が「より安い」ではなく、「より良い」商品を選ぶエシカル消費をすることで、企業は商品やサービスの内容を見直すこととなります。

こうしたエシカル消費を実行することにより社会や経済に与える影響は、とても大きいインパクトを与えます。実際に環境保護や社会貢献機運の高まりから、世界のエシカル消費市場は拡大していると言われています。

日々の日常を振り返ってみてください。電球を替えるときに、長寿命でエネルギー効率の良いLED電球を選ぶことが増えていませんか。また、20年前と比べると、日本の道路にはエコカーが増えたと思いませんか。さらに、地元の農家で直接、オーガニック野菜を購入したことはありませんか。どれも既に、「エシカルな消費行動の結果」といえるのです。

消費が未来につながっている

「私たちは、毎日必ず何かを”消費”しています。」日々着ているもの、食べているもの、飲んでいるもの、使っているモノやサービス、それらの商品が、どこで、どのように、誰に作られ、どんな会社によって提供されているかどのくらい知っているでしょうか。

例えば、私達が着ている洋服の原料となるコットンは、世界の生産量の約80%が、インドや中国、ウズベキスタンなどで生産されています。中でも世界第2位のコットン生産量を誇るインドでは、多くの子ども達がコットンの生産地で劣悪な条件で働いています。これが先進国での出来事だとしたら先進国には自分の子どもがこのような劣悪な条件で働いていると知って声を上げない親は、いないと思います。

日々私たちが積極的に買い求める「安い商品」は、弱い立場にある生産者の犠牲の上に成り立っていることや、地球環境を蔑ろにしていることがあります。



エシカル消費の具体例

フェアトレード商品の購入

フェアトレードとは「適正な値付けが行われた取引」のことで、今では学校教育で使われる多くの教科書にも出てくる単語となりました。

フェアトレードがエシカル消費と言えるのは、フェアトレードが行われることで発展途上の生産者や労働者が適切な収入を得られるようになり、その結果、その人たちの生活改善につながっていくからです。

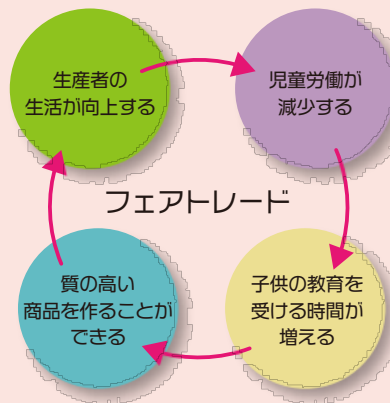
「オーガニック製品の購入」

オーガニックコットンやオーガニック食品など、オーガニック製品はそれを作る過程で化学肥料や農薬を使っていません。

農地へのダメージや生産者の健康被害も防ぐことができることから、エシカル消費につながります。



フェアトレードの効果



- | | |
|--------|---|
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入 ●自然エネルギー利用 ●エコマーク付き製品 ●オーガニック製品 ●車のレフトラル・シェア ●エコホテル ●省エネ、低炭素製品 ●動物福祉製品 |
| 動物福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヴィーガンベジタリアン商品 |
| エシカル | <ul style="list-style-type: none"> ●動物実験を廃止した化粧品 |
| ファッション | <ul style="list-style-type: none"> ●毛皮などを使わない衣類 |
| 人・社会 | <ul style="list-style-type: none"> ●フェアトレード製品 ●社会的責任投資(フェアファイナンス) ●障害者の方が作った製品寄付つき製品 ●エシカル金融 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ●地産地消(自然エネルギー等も含まれる) ●応援消費 ●地元商店での買い物 ●伝統工芸 |

▼参考になるURL



消費者庁
<https://www.ethical.caa.go.jp/>



特定非営利活動法人
 フェアトレード・ラベル・ジャパン
<https://www.fairtrade-jp.org/>

エシカル消費の認知度はどれくらいかな？

エシカル消費とは、「倫理的・道徳的な消費」という意味ですが、もう少し分かりやすく述べると、社会や地域、環境、労働等に配慮した消費行動を指します。エシカル消費を進めることによって、支え合う社会づくりにもつながります。

今後ますます、「他人事」を「自分事」に置き換えて、私たち一人ひとりが、社会的な問題に関心を持ち、日々の消費を通じて社会的な問題をどのように解決していくべきかを考えることが求められます。自分自身にとって「損」か「得」かを考えるのではなく、次世代にとって「損」か「得」かを考える時期に来ているといえます。「賢い」消費者でありつつ、「考える」消費者であり続けましょう。

今なお、エシカル消費の認知度は低く、各店舗においてもエシカル商品の取扱いは少ないといえます。「考える」消費者が増えることによって、エシカル商品の取扱いも増えていくことでしょう。



☆皆の身の回りにはどんなエシカル商品があるかな？ 思いつくエシカル商品を自由に書いてみよう！

.....

.....

.....

.....

.....

エシカル消費を広めるには・・・？



消費者庁「エシカル消費（倫理的消費）に関する消費者意識調査」（令和2年8月）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_210323_02.pdf

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとエシカル消費との関わり

上記の通り、いまだエシカル消費の認知度は低い状況ですが、エシカル消費は持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」にも深く関係しています。SDGsは2030年までの国際目標であり、17のゴールと169のターゲットによって構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを達成するための目標です。消費者にとっては、特に目標12「つくる責任つかう責任」に関係しており、エシカル消費を継続することがSDGsの目標達成にもつながることになります。私たち一人ひとりが「自分事」として考えていく必要があります。

私のSDGs宣言（私たち消費者にとってできること）

「
 例）ペットボトルからマイボトルに変える、フェアトレード商品やオーガニック商品を購入する等

レジ袋有料化に伴い私たちに出来ることは？

そのレジ袋、本当に必要？

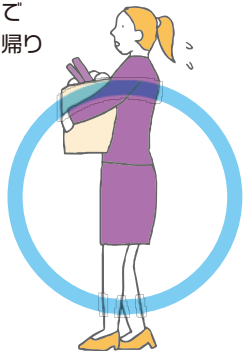
私たちが普段、何気なく使っているレジ袋。これまでは買い物の量に限らず、レジ袋に入れていましてしたか？コンビニやスーパーでのちょっとした買い物でレジ袋に頼らず、手持ちで持ち帰ることもエコカル消費に繋がるかもしれません。

時間短縮！三密防止！

スーパーでたくさん買い物する場合、手持ちで持ち帰れる量にも限界がありますよね？

マイバスケットを活用することで本来袋詰めしていた時間を短縮できますし、コロナ禍においては袋詰めによって三密も防止をすることが可能になります！

手持ち
お持ち帰り



マイ
バスケット



レジ袋



レジ袋削減にご協力ください ~レジ袋有料化のご協力のお願い~

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。
以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

**プラスチックの
フィルムの厚さが
50マイクロメートル以上のもの**

繰り返し使用が可能であることから、
プラスチック製買物袋の
過剰な使用抑制に寄与するためです

**海洋生分解性プラスチックの
配合率が100%のもの**

微生物によって海洋で分解される
プラスチック製買物袋は、
海洋プラスチックごみ問題対策に
寄与するためです

**バイオマス素材の配合率が
25%以上のもの**

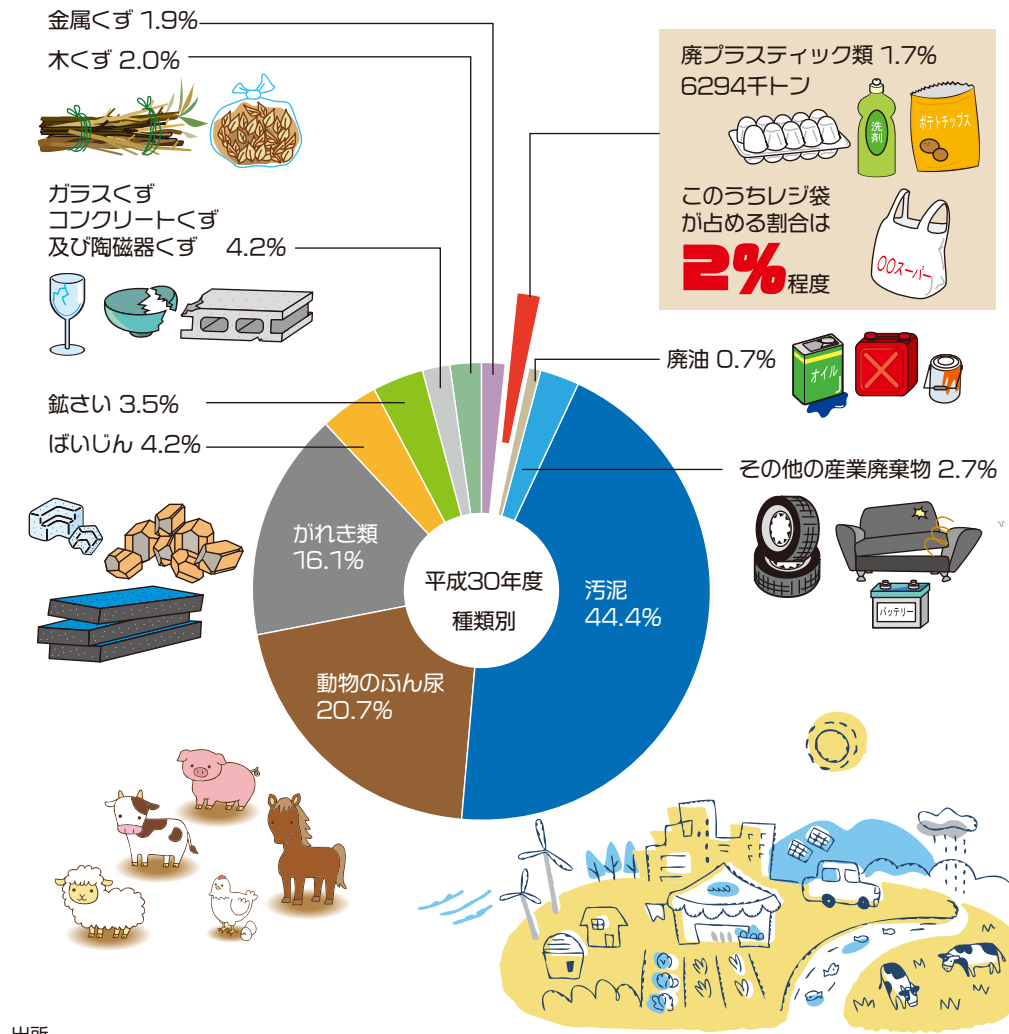
植物由来がCO₂量を
変えない素材であり、
地球温暖化対策に寄与するためです

経済産業省ホームページ参照
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

日本の廃棄物の内訳

廃棄物の中でみるとレジ袋が占める割合はとても少ないことがわかります。

しかし、みんなで取り組んでいくことが重要です。レジ袋有料化をきっかけに使い捨てプラスチックを使わないようにしていきましょう！



出所
環境省ホームページ参照 https://www.env.go.jp/recycle/sangyo_h30.pdf
総務省ホームページ参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/000686969.pdf

名産品から地産地消を考えよう

木更津 kisarazu

木更津市には、東京都心に近接する中で豊かな里山・里海に育まれた魅力的な特産品、名産品があります。



お米



◆木更津コシヒカリ
粘りが強く艶がある。
ほんのりとした甘み。

◆木更津ふさおとめ
粒が大きい。炊きあがりの艶・見栄えは非常にきれい。粘りは控えめで、あっさりとした味。



◆木更津ふさこがね
粒が大きく、ふっくらとした炊きあがり。色白で艶があり、やや柔らかく、もちりとした粘りがある。冷めても硬くなりにくいので、おにぎりや太巻きずしに最適。

木更津パッションフルーツ



魅力的で神秘的な香味にあふれ、酸味、甘み、香りと三拍子揃ったトロピカルフルーツです。



房成りグレートマト



ぶどうのような房成りの状態で収穫可能なトマトで、房の根元側と先端が同じように熟しています。

一大産地のブルーベリー



木更津市内の8つの「観光ブルーベリー園」がオープン！是非ブルーベリー狩りや、食べ放題を楽しんでみては!!? その他に、梨、栗、トウモロコシ、さやいんげん、焼海苔などもあります。



君津 kimitsu

君津市では、東京国税局管内で最多の6蔵の酒蔵があり、酒造りが盛んです。また木更津市と同様に水稲も盛んであり、君津地域のみで県内の約50%の酒米を生産しています。



日本酒

天乃原 峯の精 鹿野山 飛鶴 福祝

いちご



君津地域の全てで栽培されており、ほとんどの農園でいちご狩りができます。



お米

◆粒すけ
2020年度からデビューした新米のお米であり、粘りや甘みが強いので様々な料理に合うお米となっています。



カラー

豊富な湧水を利用した湿地性のカラーの栽培が盛んであり、品質の良い花であり、純白で美しいカラーが栽培されています。花言葉は「乙女のしとやかさ」です。その他に、だいこんやレタスがあります。これを機会に、木更津市のお米やフルーツを食べながら、君津市の地酒を食卓に添えてみてはいかがでしょうか?



小糸在来

君津市で採れる大豆



甘味が強く、えぐ味の無い素直な味とほのかな香りも特徴です。

焼酎

紅小町	花白
自然薯	青竹
小糸在来	



地産地消から食品ロス削減へ!!

日本では年間約600万七が食品ロスになっていると言われています。食品ロスを減らすためには、買い物時、料理・食事、外食時も工夫が挙げられます。

<買い物時の工夫>
冷蔵庫などを確認して、必要なものだけ購入するようにしましょう。



<料理の工夫>

食べられる量だけ作りましょう。残ったものは、冷蔵庫等で保管し、早めに食べきりましょう。

<外食時の工夫>

食べられる分だけ注文しましょう。こういった活動をする事で家庭での食品ロスやゴミの削減につながります。

また、地元の食品を購入し消費する地産地消は、地元の生産者、消費者、販売者にとってもいい

ことであり、誰かの助けにもつながります。

例えば、フードバンクは、品質に問題ないのに廃棄せざるを得ない食品を、企業・団体・個人から提供してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動を行っています。

どうしても廃棄が出てしまう場合はフードバンク等に提供するといった方法も考えてみてはいかがでしょうか?

実際に消費生活センターを訪問してみた！

いつでも誰でも相談できるような機関としての消費生活センターの重要性を学ぶことができ、今までのイメージが払拭されました。

消費者被害を未然に防いだり、被害に遭った方に丁寧に対応されていることを直接この目で見る事が出来てとてもいい機会だったと思いました。

消費者相談は無料で受け付けていることを知り、大変役立つ機関であると感じました。

消費者被害は遭わないと思っていても遭ってしまうのが消費者被害の現状であることを学びました。より一層意識をしていこうと感じた。

消費者トラブルは誰にでも遭う可能性があるということが分かりました。他人事ではないという意識を持って生活したいです。

消費生活センターはトラブルにあった人々に向き合っていて、人々の支えになっていると感じました。

消費者トラブルはその地域の特色によって多い相談や少ない相談があることに驚きました。

消費生活センターを見学して様々な取組をしているということがわかりました。これを機に今後の消費者トラブルを防ぐことができようように活かしていきたいと思えます。

実際に消費生活センターに訪問して話を聞いて自分には関係ないと思っていたことも身近にあるのだなと思いい気をつけて生活していこうと思いました。

消費者被害は身近でも起きる感じたし、些細な操作でも大きな被害が出るので、改めて気をつけようと感じた。

現場の方々からしか聞けない貴重な事例を聞くことが出来ました。空くじ当選の虚偽のメールでもう少しで大きな額のお金が動く寸前に間に合ったという話が特に印象に残りました。

※淑徳大学
コミュニティ政策学部
日野勝吾ゼミナール生の
個人的な感想です。

- クーリング・オフは、書面発信時から効力が発生します(発信主義)。
- クーリング・オフは、必ず証拠を残すことが重要です。
書面は「はがき」で構いませんが、「簡易書留」あるいは「特定記録郵便」など記録が残る方法で郵送しましょう。
- 記載したはがきは、郵送前に必ず両面(表と裏)をコピーしておき、はがきのコピーと郵便局の窓口で渡される受領証を大切に保管しましょう。

▼販売会社への通知ハガキ(詳しくはP4をご参照ください。)

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 _____ 年 月 日

商品名 _____

契約金額 _____ 円

販売会社名
(担当者名) _____

支払った代金 _____ 円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

_____ 年 月 日

(契約者)

住所 _____

氏名 _____